

第31回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成21年11月26日(木曜日)

出席議員 (20名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生		
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (1名)	20番	吉 井 秀 美		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八郎	書 記	尾崎 基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (9名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	小 林 裕 和
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	教育委員会総務課長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．会議録署名議員の指名
日程第2．会期決定の件
日程第3．報告第3号 平成21年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について
日程第4．承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例 専決第24号）
日程第5．議案第89号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第6．議案第90号 委託契約の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工 上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）
日程第7．議案第91号 工事請負契約の締結について（学校給食センター厨房設備設置工事）
日程第8．選挙第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
-

午前09時30分 開会

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第31回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりご参集を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日、吉井秀美議員から病氣治療のため欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、報告が1件、条例改正が1件、専決処分の承認が1件、契約に関する案件が2件などでございます。

何とぞ、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につき慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 改めましておはようございます。

早朝からご苦勞様でございます。今朝も、こうして霧が立ち込めて、本当に秋も深まって参りました。災害からもう3カ月半余りと、日々、こうして時間が過ぎてきて、日が経ってきておりますけれども、1日も早い復興を目指しまして、いろいろと鋭意取り組んでいるところでございます。

この12月1日にはですね、1日付けで職員の一部異動もさせていただきまして、復興事業に向けてのですね、推進体制を強化して参りたいというふうに思っております。ご理解いただきますように、宜しく願いいたします。

本日、臨時議会として議案を提案させていただきます主なものにつきましては、一昨年来の世界的な経済不況の中ですね、企業の業績が非常に悪化をしております。そういう中であって、国家公務員の給与につきまして、人事院勧告がなされて、大幅な減額の勧告がなされたということで、それに準じてですね、地方公務員におきましても、給与の減額改定をしていくということでもあります。非常に厳しい内容になっておりますけれども、現下の経済状況、社会状況を勘案しますとですね、やむを得ないというふうに思っておりますので、ひとつよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

議長（山田弘治君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 31 回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

　　なお、今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者、町長、副町長、教育長、関係課長であります。

　　これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（山田弘治君） 　　日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。

　　会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。

　　12 番、大下吉三郎君。13 番、岡本安夫君。以上の両君にお願いをいたします

日程第 2 . 会期決定の件

議長（山田弘治君） 　　続いて、日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

　　お諮りをします。会期を、本日 11 月 26 日の 1 日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。

　　よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

　　なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付をいたしており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 3 . 報告第 3 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について

議長（山田弘治君） 　　続いて日程第 3、報告第 3 号であります。

　　報告第 3 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用について、町長より報告があります。

　　町長、庵道典章君。

町長（庵道典章君） 　　議長、その前に、ちょっと、行政報告として、ちょっと災害報告を。

議長（山田弘治君） そしたら、その前に、続いてやってください。

町長（庵途典章君） 続いて。

議長（山田弘治君） はい。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、農業共済の事業特別会計における弾力条項の適用という報告に先立ちましてですね、先に、災害に当たりましての査定等の結果が、査定等の結果につきまして、11月16日の全議員協議会以降の内容について、ご報告を、先にさせていただきたいと思っております。

平成21年8月9日から10日の台風9号災害における農地、農業用施設の災害査定についてでございますが、10月13日より11月18日にかけて現地実地調査が行われ、申請件数は、農地232件1,455工区。施設184件438工区。合計416件の1,893工区。申請金額が15億9,335万3,000円ございました。査定結果につきましては、農地232件1,455工区。施設184件438工区。合計416件の1,893工区で、申請件数と同数であります。採択金額につきましては、14億8,685万4,000円で、採択率は、93.3パーセントとなりました。今後は、補助災、小災害、単独災等、地域住民と協議をさせていただきながら、復旧復興に向けて、鋭意取り組んで参ります。

次に、水道施設災害につきましてであります。11月9日から13日にかけて、厚生労働省の災害査定を受けましたので、その結果をご報告をいたします。査定は、簡易水道ごとに受けております。まず、佐用簡水水道事業では、本位田浄水場をはじめ本位田水管橋1橋。配水管38.1メートル。空気弁9箇所など22件で、決定額は、1億3,487万8,000円。中部簡易水道事業は、配水管107.6メートル。ちょっと訂正させていただきます。もとえ。佐用簡水につきまして、空気弁5箇所ということです。中部簡易水道事業につきましては、配水管107.6メートル。空気弁3箇所。水管橋1橋など16件で、決定額は219万6,000円。上月浄水事業は、橋梁添架工77.5メートル。配水管148.2メートル、保温工585メートルなど63件で決定額が1億3,615万2,000円。北部簡易水道は、配水管49メートル。橋台2メートルなど3件で、決定額は、118万4,000円となりました。

査定の申請は、104件で、申請額2億8,181万4,000円に対し、決定額は2億7,441万円となりました。採択率は97.4パーセントとなっております。今後の予定は、平成21年度で緊急を要する本位田浄水場など、決定額の53パーセント余りを実施し、平成22年度に29.3パーセント。最終年度の平成23年度に、残り17.4パーセントを実施する予定でございます。

次に、下水道施設の災害査定の結果についてでございます。公共下水道は、国土交通省の災害査定を10月14日から15日。農業集落排水施設は、農林水産省の災害査定を11月10日から13日に受けて、コミュニティプラント事業は、環境省の災害査定を12月15日から18日にかけて受ける予定になっております。査定は、処理区ごとに受けておりました。まず、公共下水道の佐用処理区は、7箇所のマンホールポンプ場及び福原橋水管橋で、3,780万7,000円。上月雨水ポンプ場は、550万9,000円。上月処理区は、上月浄化センターとマンホールポンプ場1箇所で1億7,568万1,000円。久崎処理区が、久崎処理場とマンホールポンプ場6箇所で7,257万7,000円となっております。農業集落排水事業の長谷・平福地区は、亀岩水管橋と水谷浄化センターで1,128万5,000円。早瀬処理区では、早瀬処理場とマンホールポンプ場1箇所で1,517万8,000円の結果であります。査定率は、

公共下水道が、約 98 パーセント。農集が 100 パーセントとなりました。コミュニティプラント事業の力万処理場は、申請額は、220 万円の予定でございます。重要なライフラインであります本年度予算で完了するよう進めておりますけれども、河川拡幅計画のある亀岩橋につきましては、河川計画との合併施工の要請を、兵庫県河川復興室から受けておりました、調整協議中でございます。

最後に、福祉施設関係の災害査定の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。災害を受けております久崎保育園、久崎老人福祉センター等の現地実施調査が 11 月 17 日及び 18 日に行われ、久崎保育園では、1,227 万 1,000 円。老人福祉センターでは、2,853 万 1,000 円の採択を受けております。これらの金額は、実際の復旧事業にかかる経費と相当の開きがありますけれども、厚生労働省の災害査定基準において、全ての屋外付帯工事及びほとんどの設備備品関係が査定対象外となっているための差によるものでありまして、これらの差額につきましては、災害復旧事業債において対応することといたしております。

この他、精神障害者の社会復帰を目指して活動をしていただいております、あさぎり作業所も被害を受けており、約 700 万円の査定額が決定をいたしておりますので、現在復旧工事を進めております。

以上、台風 9 号による 8 月 9 日災害の査定結果についてのご報告とさせていただきます。

それでは、提案の説明をさせていただきます。

まず、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計における弾力条項の適用についてでございます。

佐用町農業共済事業の園芸施設共済勘定におきまして、8 月 9 日の豪雨による災害で、園芸施設共済金の支払に不足が生じたために 11 月 2 日付けで弾力条項を適用をいたしました。適用につきましては、資料の 3 ページ、収入では、事業収益として園芸施設保険金 18 万 7,000 円。支出では、事業費用として、園芸施設共済金 18 万 7,000 円でございます。

地方公営企業法、第 24 条第 3 項の規定により報告をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） お尋ねします。園芸施設の方ですけども、この 1 ページの手前の説明文の中で、園芸施設が通常責任を超える被害ということなんですが、この通常責任というのは、どれぐらいを思われているのか。

それと、被害を受けたのは、何件か。そして、それが、この 18 万 7,000 円でしたっけ、18 万 7,000 円、これが全ての分か、それをお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 通常責任と言いますのは、通常、それぞれハウスですね、園芸

のハウスをもたれている方は、管理をされております。管理以外にですね、こういう特別な天災、災害等に起きた場合についてですね、そういう共済金を支払うということで、通常責任というのは、通常の維持管理が適正にされているかどうかということの判断材料になります。

それとですね、このハウスについては5戸。1人はですね、2棟ありますので、5戸、6棟が対象となっております。今年の場合ですね、まず一番最初に4月にですね、風によるビニールハウスのですね、破損がありました。それに共済金を支払いさせていただいております。で、8月9日の災害については、先ほど言いましたようにですね、5戸6棟が適用させていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 18万7,000円が6棟分ということなんですが、この通常を超え
るという意味で言うと、今までに、こういうことはあったかどうか。

議長（山田弘治君） 振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今までにですね、あったかどうかと言われますと、こういう弾
力条項適用したかどうかというご質問だと思っんですけども、

〔笹田君「あああ、はい」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 過去にはですね、平成16年のですね、23号台風の時にですね、
適用されているというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようでしたら、これで本案に対する質疑を終結を
いたします。

日程第4．承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例
専決第24号）

議長（山田弘治君） 続いて日程第4、承認第24号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する等の条例、専決第24号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程をいただきました承認第24号の専決処分条例、佐用
町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に
つきまして、ご報告を申し上げます。

この条例につきましては、第 30 回佐用町議会の議案第 84 号で審議をいただき原案可決をいただいております佐用町子育て支援センター条例関連の一部改正等でございます。ご承知のとおり佐用町子育て支援センター条例の施行日を規則で定める日としており、その施行日を平成 21 年 11 月 2 日、佐用町子育て支援センター条例の施行期日を定める規則として公布し、同月の 7 日と決めました。この施行により子育て支援センター条例及び、それにかかる特別職の非常勤のものの報酬規定を廃止する、一部改正する等の条例を公布施行する必要が生じたので、これらの条例を専決処分し、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、ご承認を求めます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、インストラクターとアシスタントが、非常勤特別職から削除ということではありますが、お聞きしますと臨時職対応ということになります。

それで、伺いたいんですが、インストラクター、アシスタント、臨時職ということになれば、当然、時間給設定ということになりますけれども、インストラクター、アシスタントの、その時間給格差があるのかという点と。

それから、臨時職ということになれば、再募集等考えておられるのかどうか。そのあたりのことについて伺います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この子育て学習インストラクターとアシスタントの元々の報酬なんですけど、これちょっと経緯がございましてですね、平成の 10 年前後だったと思うんですが、兵庫県における少子化対策、この子育て学習インストラクターの設置ということで、当初は、ほぼ全額、県の補助事業として受けておりました。この時に、賃金等では、県の補助が受けられないということで、当然、合併前であるんですが、県の指導も受けながらですね、全て関係市町、兵庫県下の市町で、いわゆる報酬、特別職の報酬という格好で予算化をして、ずっと今まで参りました。その後、県の補助が、全部切れてしまいましたので、今までの経過をひこずるといって、合併後も佐用町におきましては、同じように、非常勤特別職の報酬ということで定義させていただいておったんですが、今回、先ほど、町長から説明ありましたように、子育て学習センターの開設に伴いですが、これまでの勤務体系、月額報酬の基準となる勤務体系ではですね、1 日、4 時間、週 4 回という限定がありましたので、そうしますと、新しく設置しました子育て支援センターを、どうしても終日、子育ての環境整備のために開きたい。8 時 30 分から 5 時 15 分までという勤務要件等に合わないというふうな要件が出てきておりますので、今回、臨時職賃金に換算してですね、対応させていただく必要が出てきたということになります。

それから、時間当たりの単価につきましてはですね、臨時職員扱い等の、経験年数等も

加味して、なお且つ、今までの、この月額報酬で支払ってきた対応について、あまり誤差の出ないようにということで調節した結果、時間単価については、840円という形で、特に、アシスタントについては、今までの月額6万円のその報酬単価の割戻しはないんですが、1つの基準で持っております、その840円ということで統一させていただき、インストラクターについても、時間単価については、同じなんです、当然、1日、8時間、終日開設する関係で、いわゆる勤務時間が増えて参りますので、それぞれ最低補償をカバーしながらですね、新しい単価設定をさせていただきました。

で、新規職員の採用についてはですね、今年度、今のところは、今までの、その対応の中で対応していただくということで、今現在は、予定しておりません。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂議員。

1番（石堂 基君） ということは、今回の子育て支援センターの関係で、直接的な人の動きというのは、これまで4地区開設されていたプラザの方が、常設では、常設というか、1日開設では支援センターだけになるんですけれども、各地区、上月あるいは南光、三日月で活動されていますインストラクターの関係の方も同じ条件で移行するという事で理解してよろしいんですか。

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今まで、それぞれ各地区でやっていただいております支援センターについてはですね、業務内容を落とさない、同じ日数をカバーしながら、なお且つ、そのインストラクターについては、全体的な子育て支援センターの、いろいろな連絡調整等もはかるといって、実質的には、その分が、新しくできた子育て支援センターで詰めていただく分の時間数が増えたというふうにご理解いただきたいと思っております。

〔町長「同じ、子育て支援センターのプラザの方も」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 同じです。

〔町長「同じ、この今回の」呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） そうです。

〔町長「臨時職員の扱いになるのかということですか」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 同じ、全て同じ扱いになります。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） じゃあ、今現在、多分、インストラクター、それからアシスタント含めて 8 名いらっしゃると思うんですけども、その方々は、11 月以降も同じ、以前と比べてじゃなしに、8 名の方は、同じ条件だということで理解をしいいんですねという問いと。

それと、もう 1 点、月額が、以前 9 万円。それからアシスタントについては 6 万円なんですけど、今、時間当たり単価を言われたんで、例えば、南光とか三日月で常設の日が半日、週 4 日ですよね。になれば、これ、従来の月額を下回ると違うのかなと思うんですけども、それと、そのあたりは、先ほど、アシスタントのかたについたら、6 万円を基準にして、下回らないような答弁だったと思うんですけど、これ、下回ることがあったらいいかなと思うんですけども、そのへんは、当然、下回らないように検討されている。対応されているということで、理解してよろしいんですね。

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今まで、月額報酬で出しておりましたので、例えば、通勤手当等も一切支給がありませんでした。そのへんも考慮してですね、ほぼ、今までの金額に見合う金額ということで、単価設定もさせていただいて、特に、インストラクターの皆さん方につきましてはですね、その休みの取る問題等もあるんですけど、ほぼ若干の勤務時間数が増えるんですけども、1 週間に半日程度、4 時間程度が増えるという形にはなるんですけど、ほぼ賃金ベースとしては、それを下回らないのを確保するという前提のもとに設定させていただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。最後ですけども、多分、各インストラクターなり、アシスタントの方というのは、これ各地区でやられている内容というのは、全く変わらない。逆にその、支援センターができることによって、前に説明を受けた内容から言えば、1 日、佐用の支援センターの方に、インストラクターの方は、常駐しなければいけないので、各地区の活動日、活動時間というのが少なくなるわけですよ。そういうことは、各地区の方の施設を利用されている小さい子どもをお持ちの保護者の方にとっては、あまり好ましくない状況なので、例えばその、アシスタントの方の出勤日を増やすなり、結局、各地区での活動日、開催日というのを減らすことのないような対応を是非検討していただきたいのと。

それと、もう 1 点は、例え半日と言いながら、各地区のインストラクター、アシスタントは週 4 日。それから、常設で佐用に勤めるのが 1 日ということになれば、ほとんど週の平日は拘束しているのと同じなんですよね。そういう方々の賃金が、この 6 万、9 万というもので、なおかつ、通勤手当を今回初めて支給すると。雇用保険は、当然あると思うんですけども、多分、この時間数から言えば、社会保険も適用してないんじゃないかなと思うんですよ。弾力的に、例えば、特例なんか使えば、これ社会保険の適用も範囲だと思うんです。当然、非常勤と言いながら、臨時職員ですから、一時金の対応ね、このあたりは、これやっていかないと、週のほとんどを拘束しながら、で、特別の職ですよ。にももかわらず、一時金はない。社会保険はないというのは、これはいかがなものかなと思う

んで、そのあたり、ちょっと前向きな形でね、これ担当課長じゃなしに、総務課長なりの方だと思うんですけども、ちょっとご答弁いただけますか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 年度途中の変更ということで、この勤務の形態についても、いろいろな形態があります。そういうところも含めて、今、検討させていただいて、今のご意見等も反映させて、考えていきたいと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11番（山本幹雄君） ちょっと、聞きそびれたんかも分かんけども、8名のままで、今いくんやね。当分の間。で、そうすると、やっぱり時間的な部分で、無理があるというようなことの中で、インストラクターとアシスタントを臨時職員にするというふうな方向性なのかなと、こう聞いたわけです。

で、今は、当分は8名のままでいくということらしいんだけど、じゃあ、来年、4月になったら、年度途中でなくて、区切りつけるんで、その時には、当然、数も増えてくるんだろうと。職員の数も。そうなった時には、もう1回、アシスタントとインストラクター、これ臨時の方へ戻すんかどうなんかな。どうなんですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 同じ8名なんですけど、8名で、他の、支援センター以外に、旧町の3地区でママプラザを開設します。その時間数を落とさないためにということで、インストラクターのみですね、1週間に半日程度プラスアルファの仕事、今まで4時間で終わっていたものを8時間勤務の日を1週間に1回作っていただく。で、その半日分を支援センターの方へ詰めていただくというローテーションを組んでですね、割っておりますので、今までより、その業務量なりサービス量が落ちるということには、考えておりませんし、それから、今後の運営につきましてはですね、これも、今まで、非常に課題になっておったんですが、例えば、どうしても、その子育ての事業の中で、いわゆる終日、いろんな昼からの、午後からの行事等になりますと、どうしても午前中から準備しないといけない。そうしますと、やはり勤務時間は8時間程度になってしまう。ただし、今までですと、その報酬で、1回4時間という限定がありましたので、どっかで休みを入れないといけない。というふうなことでですね、実際には、そういう行事があった時には、週4回がカバーできずに週3回になったりする経過もありましたので、ある程度、その賃金ベースで差のないような設定のもとにですね、きちっとした時間数を確保したいということで、今後も、新しい、4月以降もですね、これらの職員については、臨時職員の賃金単価、いわゆる実働単価において、支払っていくというのを、継続していけたらというふうに考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 私としては、できるだけ、こういう不況な時ですからね、ワークシェアリングでもないですけども、1人でも雇ってあげて、そういうふうな形にする方が、私は、町民から理解されるんじゃないかなという気がするんですよ。何も、1人当たりを、ぐっと増やす必要はないし、今のご時世、よく言われているように、逆に下げろと言われているのが、一般的な中ですからね、だけど、こういうふうな物をつくることによって、人を採用せざるを得なくなったということは、誰も理解できるんです。当然だろうと。だったら、そういう人を雇うことによって、町民の多くの皆さんも喜んでいただけるし、理解していただけるし、そりゃ、増やす言うたって、そんなに100人も200人も増やすわけじゃない。そりゃしれてますよ。だけど、そうだろうと、多くの人には理解できる。これだったら、何か、言うたら悪いですけども、臨時職員に格上げするために作ったような制度なのかなと、こう勘違いしてしまう。町民が、勘違いしてしまう。と、僕は、感じるんですけども。誰かを格上げするためにしたのかなと感じてしまうようなやり方というのは、町民から聞いても、あんまりにいいものではないし、いかがなものかなと感じるんで、僕としては、4月からすると言うんで、きちっとすると言うんだったら、それなりの人員体制を増やすというふうな方向でやっていただきたいと思うし、17日に厚生常任委員会があったんですけども、その席で、なぜ、そういうことを、きちっと報告しなかったのかということも、課長に伺いたい。

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これにつきましてはですね、今までの子育て学習センターの、その活動の内容を継続したいということで、同じ陣容で、何とかカバーできないかなという、苦慮と言うんですか、ローテーションの中で、対応させていただきたいというのが、1つの大きな狙いであります。

それから、非常に、申し訳なかったんですが、先だつての、厚生常任委員会でも、この件については、職員のいわゆる賃金、待遇にかかわる面でありますので、ちょっと、報告が抜けておりました。これについては、お詫びしたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） これ、体制そのものの問題になりますんでね、どういう職員体系をとるかという重要な問題でありますので、抜けておりました。すいませんって言われたら、これ困るんですは。はっきり言いまして。

それと、この前も言わしてもろたけども、久崎の保育園においても、ちょっと話余談になるで、これはいいか。やっぱり、きちっと対応してもらわないと、そのために、わざわざ委員会を開いて、集まってもらって、報告受けようと。そういう場を設けようとしておるわけですから、そういうことを、きちっとしてもらわんようだったら、今後において困りますんで、そこらへんは、きちっとしてもらわなあかんのということと。

元々、ここは、子育て支援センターは、ママプラザの人間をやっていただくか、どうかということも、当初においては、未だ未定であるという方向で進んでいるというふうな説明を受けておりましたんでね、元々は、そういう方向で行くのかなというふうに考えていました。だから、子育て支援、ママプラザの方の人間も、うまいこと利用しながら、新たな人間の活用ということをするんだらうというふうに、私は、理解、元々はしておりました。ところが、そうではないということになると、いろんな意味で、話がだいぶ違うのかなと。当初の説明とは、段々変わってきているのかなという気がします。

だから、4月において、このまま、こういう形ではなくして、それなりの人員を、体制を取るといような方向で、いってもらった方が、私は、いいんじゃないかと思うんですけども、もう1回だけ答弁お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 子育て支援センターは、前からずっと説明させていただいたように、この現在、それぞれの地区で行っておりました、子育て学習センター、ママプラザ、これの業務のような活動も、当然、引き続いて行いますけれども、しかし、今度、子育て支援センターにつきましては、そういう子育ての相談を受ける業務とか、また、子ども達の保健、いろんな健診、そういうふうなことも、そこに、全て、行っていくということですね、総合的な子育てを、支援をしていくという、そういう、その狙いを持って設置をしております。ですから、そのへんについての人員につきましては、こういう災害の中で、どうしても、この11月から配置ができない。来年度に、新年度から配置をするということで、その間に当たりましては、当面の子育て支援センターの、学習センターで行っているママプラザ事業、これをひとつ継続しながら、この3月までやっていこうということに考えておりますのでね、4月からの、その業務の内容につきましては、これまで、いろいろと皆さんにも、ご相談させていただき、説明していただきましたような人員体制をとっていきたいというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようでしたら、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようでしたら、これで本案に対する討論を終結いたします。これより、承認第24号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。承認第24号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第24号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例、専決第24号は、原案のとおり承認をされました。

日程第 5 . 議案第 89 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 5、議案第 89 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 89 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

8 月 11 日に出された人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されることとなっており、本町においても、この改定に準拠し給与改定を実施するため関係条例の改正を行うものでございます。主な内容といたしましては、給料表の改正による給料月額を引き下げと、期末勤勉手当の支給割合の引き下げであり、給料につきましては、平均で 0.2 パーセントの給料表の引き下げを行い、期末手当につきましては、12 月期を 100 分の 160 から 100 分の 150 に。6 月期を 100 分の 140 から 100 分の 125 に。勤勉手当につきましては、12 月期、6 月期とも 100 分の 75 から 100 分の 70 に引き下げるもので、年間で 100 分の 35 の引き下げになります。

また、この改定にあわせて、議会の議員及び常勤の特別職につきましても、期末手当の支給割合を 12 月期 100 分の 15。6 月期 100 分の 20 引き下げを行います。

なお、国家公務員において廃止される持ち家にかかる住居手当につきましては、本町は、官舎の有無、持ち家比率等住宅事情が国家公務員とは、大きく異なる等の事情から改正を見合わせ、今後、他市町の対応等を勘案し検討したいと考えております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、お尋ねいたします。

ただ今、提案説明の中の町職員の関係であります。給料月額が 0.2 パーセントカット。いわゆるボーナスが、100 分の 35 カットということで、かなり大きな引き下げになるというふうに思います。

それで、まず伺いたいのは、この引き下げによって、町職員 1 人当たりのね、これはボーナスも給料月額も含めてですが、平均でどのくらいの減収になるのか、この点で、お伺いいたします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 給料、手当、それから期末勤勉手当全てを含めての、概算ですけれども、1人当たり、この12月期で6万4,000円ぐらい、平均6万4,000円ぐらいの減収になると思います。

議長（山田弘治君） よろしい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 人事院勧告を準拠するということでね、上に従えということで提案されてますけれども、現状から見てね、今の職員、とりわけ、これだけの災害のあった年にですね、これだけの大幅な引き下げというのは、職員の士気問題含めてですね、やっぱり相当影響があるんじゃないかというふうに考えるんですけれども、遮二無二人事院勧告に準拠するというのは、問題があるというふうに感じますが、そのあたり町長の見解を伺います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 厳しい改定になるわけですけれども、やはり、この地域の状況、それぞれ被災された方も大変な大きな損害を受けられておりますし、また、それぞれ町民の皆さん方の所得等の水準見てもですね、非常にまあ、厳しい状況になっております。そういう中でですね、職員も地域の町民の1人としても、地域の皆さんの状況を見てですね、これは、お互いに理解をしていかなければならない。我慢しなければならぬ状況ではないかなというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 関連で、臨時議会の時に、いわゆる6月のボーナスの時にね、臨時職員の問題、これ石堂議員が質問してましたけども、あの時点では、臨時職については、組合との協議ができないということで、見送りということになりました。

基本的に、この臨時職問題は、正職員と違う性格がありますのでね、これは、強行すべきじゃないというふうに思うんですけど、そのあたりの見解を伺っておきます。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 臨時職員の、この期末勤勉手当の関係ですけれども、6月の時点で、ご報告申し上げましたけれども、今、議員がおっしゃられましたように、組合との協議ということも、やっぱり契約的な内容については、若干の、その見解の違いはあるんですけれども、協議というのは、大切なことですので、今回につきましても、そういう協議ができておりません。そういう中で、次年度に向けて、そういった調整をさせてい

ただきたいということで、今、対応をしております。

議長（山田弘治君） 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） ここに載ってございます佐用町の職員の給与等級表でございませうけれど、国家公務員の分と比べてですね、どれぐらい。どちらの方が多くて、どれぐらいの差があるんでしょうか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 具体的に国家公務員の給料表と、級とは、国家公務員の給料表の級とは、全然、級も違いますので、具体的な比較はしておりません。

今回の改正は、特に、この行政職給料表でも、1、2級、3級の上位ですけれども、そこについては、従来から変更はありません。特に、給料の高い部分、4、5、6級、その部分について、国家公務員の給料表に基づく改正で、0.24ですかのぐらいな、金額にしますと、200円から800円ぐらいな改正をさせていただいております。

議長（山田弘治君） はい、よろしいか。はい、他に。
他にないようでしたら、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。まず、反対の方、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 失礼します。

本議案は、町長特別職と、議員の期末手当の引き下げが、町職員の給与期末手当引き下げと一括して提示されています。しかし、これは、本来的には、性格が異なるものであり、審議上、問題があることを指摘します。

それでは、本議案の反対討論をいたします。

まず、特別職と議員の期末手当の引き下げは賛成できるものであります。しかし、町職員の給与とボーナスの引き下げは、1人当たり年平均で、6万4,000円という過去最大規模の減収を押し付ける内容となっています。従来私達は、職員組合の合意が取れていれば、それを尊重し、賛成の立場をとってきましたが、今回は、次の2点を指摘し、反対いたします。

第1点目は、町職員の給与カットは、いわゆるデフレスパイラル、これは、物が売れないから価格を下げる。そのために、コストである賃金を引き下げる。賃金が下がるから、物が買えなくなるという悪循環で景気が悪くなることですが、このデフレスパイラルに拍車をかける一環としての職員給与カット問題ということであり、事態は深刻な状況である

ことを指摘せざるを得ません。

第2点目は、これは、人事院勧告に基づく措置であります。この人事院勧告そのものが、自公政権下の8月に出示されたもので、平成14年の小泉内閣が打ち出した、総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院に押し付けられたもので、旧政権の圧力で歪められた人事院勧告と言わざるを得ないものであります。

以上、2点を指摘し、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 賛成の方は。ありませんか。

これで、本案に対する討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第89号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、議案第89号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第90号 委託契約の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工 上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）

議長（山田弘治君） 続いて日程第6、議案第90号、委託契約の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工、上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センターを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第90号、委託契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

台風第9号により、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場が冠水により壊滅的な損害を受け、久崎浄化センターも浸水により、地下ポンプ室が冠水し、大きな損傷を受けました。この3処理場を早期に復旧をさせるため、第30回定例議会の議案第86号で、災害復旧本工事を日本下水道事業団に1億5,100万円の委託契約の議決をいただきましたが、今回、災害復旧にかかる全事業経費について、確定をいたしましたので、日本下水道事業団との契約額を変更するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条に基づき、委託契約の締結について議決をお願いするものでございます。

なお、追加予算額につきましては、10月6日、補正第3号において議決をいただいております。委託契約の変更内容についても、ご説明をさせていただいております。

以上、委託契約の変更についての議案のご説明を申し上げます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 変更後で2億500万ということでありましてけれども、ちょっと伺いたいのは、先ほど、町長が行政報告で、公共下水の災害査定決定額で、上月雨水センターが550万9,000円か。浄化センターが1億7,518万。久崎センターが7,257万7,000円ということで、査定額の決定報告があったんだけど、これを足せば2億5,000万ということになります。査定額がね。この2億5,000万の査定額と今回、この変更後の2億500万との、この差ですね、勿論、安い方がいいんだけど、これは、どういうことなのか、ちょっと、その説明をお願いいたします。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 説明でも申し上げましたけれども、答弁の中、ええ、ごめんなさい。

要は、上月処理区についても、マンホールポンプ場とか、そういう形が含まれております。それと、佐用処理区についてもマンホールポンプ場と橋が含まれております。

それで、下水道事業団に委託するのは、上月浄化センター、それから上月雨水ポンプ場、それから久崎の浄化センター、そこの電気、機械、土木、フェンスとか、そういうことも含まれますが、その部分と、その中で、管理諸費が5.3パーセント加算して、委託するという内容でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） だから、確認したいのは、災害査定は、いわゆる委託分以外の査定も入っているというふうに確認してよろしいんやね。

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 災害査定の対象にならない植栽とか、査定から漏れたフェンスとか、そういう、それからエアコンとか、そういう物も含まれております。

〔鍋島君「反対や、反対やで」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 2億、査定受けてますのは、2億5,000万の内ですね、課長が言いましたように、そういう施設と同時に、外のポンプ場、途中の水管、管ですね、そういう物が、5,000万くらいあるわけです。だからそれは、また別途に発注をするということでございます。

21番（鍋島裕文君） はい、はい、分かりました。

議長（山田弘治君） はい、他に。質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようでしたら、これで本案に対する討論を終結をいたします。
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第90号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって、議案第90号、委託契約の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工は、原案のとおり可決をされました。

日程第7．議案第91号 工事請負契約の締結について（学校給食センター厨房設備設置工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第7、議案第91号、工事請負契約の締結について、学校給食センター厨房設備設置工事を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第91号、工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

学校給食センター本体の建築工事につきましては、9月議会におきまして、契約承認をいただいたところでございますが、厨房設備設置工事につきましては、10月16日、7社による見積入札を行いました。

契約につきましては、契約金額1億8,879万円で、赤穂市古浜町83番地の有限会社近畿調理機代表取締役、平尾正信氏に落札を決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） まず、契約が、随意契約ですけれども、随意契約とされた理由。それと、予定価格が1億8,240万。最低制限価格が1億7,600万。もう、普通でしたら、この最低制限価格と予定価格の間は、ちょっと、まだ幅があるんですけれども、この制限、設定された理由。予定価格、その制限価格、最低制限価格と予定価格の、その幅は、どういふふうに設定されたんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 随意契約になりましたのは、実は、財政課におきまして、この厨房機器等の登録業者が1件もないということと。主に、備品等が中心になった事業であるということで、実は、そうした事業につきましては、従来、入札に、一般競争入札にしたことはないということで、

〔町長「ちょっと違うんや」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、そしたら町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ちょっと、解釈が違うと思うんですけども、これ随意契約というふうに、言われますけれども、これは入札であります。見積入札。見積入札というのは、結局、決定額が、見積、入札を行ったものに対しまして、なお且つ、必要であれば、そこで交渉をして、この金額についての最低者との交渉ができるということ。その点は、見積入札というところの1つのやり方ではないかと思ってまして、基本的には、これは、見積入札であっても、入札で7社の入札を行って、最低者に決定をしているということで、通常の入札とは、本来、ほとんど変わらないということでありまして、

で、この予定価格等につきましても、こういう機器というものは、一般の工事と違いまして、そこにいろんな、一般の建設工事、土木工事のような価格的な物の幅というものです。そのへんは、少ないということです。その人件費とか、そこにかかわる工事費の中に含まれるものというものは、全てああいうのは出来あがったものを持って来て、それを設置するという工事になりますので、そんなに、管理費でありますとか、工事の1つ1つ積み上げて、ここに工事費を設定するというような、そういう種類の工事ではないということで、それを考えて、予定額というものを設定をさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） その見積入札の時に、価格だけじゃなしに、副材、あるいは、それで、他に検討することもあるということなんですけれども、価格だけやなしに、見積入札にす

る場合に、他に何を検討されたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 他に、何って言っても、そのメーカーが、それをたくさんは、メーカーはないわけですし、そういう、そのメーカーの、それぞれの特色もありますけれども、そういうものを見て、だいたい、それに準じた同等の物を設計の中で、同等の物を、設計書の中で、指定して、それに対して、それぞれのメーカーから見積をいただいたということになりますので、その性能と品質ですね、そういうものを、しっかりとおさえた上で、それに順ずる、を、その基準を、ちゃんとクリアするものを、入札、指定して入札をしていただいたということでもあります。それ以上はありません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうことであればね、一般競争入札、7社応札があったということですから、一般競争入札で、それは十分できると思うんですけども、いかがでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今回の、この件につきましては、通常であれば、そういう考えができるんですけども、一般的に入札行為を行う、指名の届けですね、それを、これはもらってない部分でありますので、入札ということにふさわしくないということで、見積入札をさせていただきます。そういうことが一番の理由でございます。

〔金谷君「4回目ですけども」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、ほなもう一度。はい。

6番（金谷英志君） それであれば、それは、副町長言われるのは、指定、指名競争入札の場合は、町が指名して、その登録があるんですけども、一般競争入札であればね、今の副町長の答弁は成り立たないと思いますけれども。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう、こういう業種のものにつきましてはね、備品的な考え方で、備品のような物についての、いわゆる登録というのがね、されてないということはあ

りましたけれども、実際、その一般競争入札であっても、この指名でもあってもですね、ほとんど、この点については、メーカーが限られております。それほど大きな差はない。それだけの、今、考えられるですね、それだけ、業者に、メーカーについては、指定をして、入札を参加をいただいております。そのために、7社の入札参加をしていただいているということでもありますので。一般競争入札と、指名であっても、実際の参加の業者については、さほど大きな差はないというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） まず、見積入札が、いわゆる競争入札として見れるかという問題ではね、当然、公開の場でやるわけじゃないんですから、郵送によって、その封を開けてね、入札額見るといようなことですからね、そういった点では、いわゆる競争入札とやっばり違うというふうに思いますね。

それで、お尋ねしたいのは、見積入札やれば、出した値から交渉して、下げれるからというのを、理由、言われたんだけど、実際、そのような、内容だったのかという点ね。今回は、近畿調理機が1億7,980万で落としてますけれども、これは、交渉の結果、こうなったのかということまでお聞きします。

それから、もっと聞きたいのは、7社応札それは、たいして差がないと言われるけども、この近畿調理機と、一番高い値を入れたアサヒ商会を見るとね、3,000万円から違うんですよ。大きな、やっぱり差がありますね。業者によっては。そういった点ではね、厳格な入札をしようとするれば、これ一般競争入札できるわけですから、だって、7社も応札がある実態がありますからね、公明正大にすべきじゃなかったか。そのように思うんですね。

それから、最後に、もう1点確認したいのはね、随意契約ではありませんと言われるけれども、いわゆる、これは、見積書による随意契約じゃないですか。いわゆる一般競争入札と指名競争入札は違う。随意契約の中でも、特命随意契約に近い随意契約じゃないかというふうに考えるんですけど、その3点。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その最後のですね、1点目、特命の随意契約じゃないかと言われますけれども、特命の随意契約というのは、1社から見積を取ってするのが、特命の随意契約です。

7社からの見積をとって、それも郵送でありますけれども、基本的には、それだけの開札をきっちりと、期日を決めてですね、一斉に開札をして、そして、それによって決定をしておりますのでね、入札の、この手続き、行為等につきましては、一般の入札と何ら変わらない形は取っております。ただ、1回に、その金額で、その場で、業者の立会いのもとに開札はしてないという点について、その随意契約、最終的には随意契約になったというふうに取り扱いをされるということになります。

その金額は。

〔鍋島君「金額2点、下げたんか。これより。見積書から」と呼ぶ〕

町長(庵逄典章君) 金額的に、予定価格内の十分な、その競争がされてるということで、その金額、見積をいただいた金額で、決定をさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) もう、このやり方であればね、結局、契約対象者、いわゆる業者言いなりのね、価格設定になってしまうんじゃないか。

仮に、この予定価格が、どうはじき出したか分かりませんが、価格資料は、おそらく業者資料を取ったんじゃないか。その中で、その予定価格に対しても、落札率は99パーセントですよ。98.6パーセント。ほぼ100パーセントの落札率。これだったら、高値落札と言わざるを得ないというふうに思うんだけど、そのあたり、いかがでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) ただ、町の財源、予算の絡みもありまして、財政と調整しながら、できるだけいい物を安く仕入れるための設計の努力もお願いしました。

それから、余談でございますけれども、うちの本体工事の入札があった後で、全国10箇所ぐらいから、何で、こんな安く落ちたかという問い合わせがありました。実は、2億8,000万余りで、本体工事が落ちたのを、それを聞いての問い合わせだったらしいんですけども、それと、同等の厨房器具の金額がかかるということでの連絡をしましたけれども、概ね800人規模で5億はかかるという事業が、何で、こんなに安くなるかという問い合わせが、いろんな全国10箇所、岩手県から九州の方からも、連絡があって、問い合わせがあったんですけども、それが、業界の新聞から流れて、結構、佐用の場合は、本体にしましても、今度の厨房器具につきましても、かなりこう、私とことしましては、いい結果での入札率ではないかなと、そういう感じに思っております。

〔副町長「入札率言うときないな。90何パーセント言うもったけど、70何ぼやる」と呼ぶ〕

〔教育委員会総務課長「いえいえ、違う。90」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) その率につきましては、当初、その今、お話のように、一番高いところは、3,000万から高い。中々、その非常に厳しい予定価格の設定をいたしておりますから、その点については、他のメーカーからの見積が、それだけの見積も、こういう中で、出ているということも見ていただいておりますね、その率ということで計算すれば、そう

いう結果になっておりますけれども、それは、最終的には、入札の結果でありまして、率として、先ほど、課長も言いましたけれども、いろいろと、これまで調査をしたり、他の所の結果を勘案して見ても、比較してもですね、十分にそれだけの価格、町としても安い価格で購入ができる、設置ができるというふうに、結果になったというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 2点お伺いします。

まず1点目ですけれども、これ施設本体との設計の中で、一応、発注の方、分割ということでしたと思うんで、当然、設計段階では、設計士の方で、こういう備品関係も全て業者関係から見積をとって、設計の中に組み込まれていたものと思います。で、その設計内容に対して、この今回の落札分です。見積によって金額決まっておりますけれども、備品関係、厨房機器の設計額に対して、この契約金額が、概ね何パーセント、何割程度なのかということが、まず1点。

それから、10月の16日に、7社の方の見積入札を実施ということなんですが、この7社の選定ですね、これは、誰が何に基づいて行ったのか。少し、先ほどの答弁の、先走ったところで、教育課長が、教育総務課長が、要は、財政課の方も業者が分からなくてというようなことを、言いかけておったんで、じゃあ、誰が、この7社を選んだのか。この2点、お伺いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 本体価格と全体でのパーセントでございますが、ちょっと、具体的に、ここに、ちょっと資料持っておりませんが、本体工事は、概ね、70パーセントぐらいの落札であったと思います。で、それが、2億8,300万で落札という状況でございました。

7社の選定につきましては、教育委員会の方へ、うちの方へ営業で来られた業者全てを対象といたしました。そういうことが、営業で、来られた業者が、7社であったということで、全て、入札の対象にいたしました。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） これ、言われてましたけれども、限られたメーカー、国内メーカーというのは、こう2社か3社ぐらいになるうかと思うんです。優良なとこっていうんか、それなりに評価を受けているのは。当然、設計の方の段階で、そのメーカー指定っていうのは、行われていたのではないんですか。なかったんですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） メーカー指定の方は、うちの方では、承知しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） この施設建設に伴って、現在、使われている施設、これは、今後どうなるのか、その点をお聞きします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） これからの対応でございますが、とりあえず、借地であるところは、契約どおりの形で、地権者に、こうお返ししなければいけないし。それから、その後の施設につきましては、概ねこう、学校の施設と、それから別、単独でありますのが、佐用の給食センターでございますので、それは、今後、財産管理とあわせて、町の関係者等々と、上司等と協議しながら、今後の取り壊し、それから、活用できるか、そうしたものを、こう判断しながら、対応していきたいと思っております。

議長（山田弘治君） よろしいか。他に。他にないようでしたら、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。まず、反対から、金谷議員。

6番（金谷英志君） 議案第91号、学校給食センター厨房設備設置工事請負契約の反対討論を行います。

反対の第1は、学校給食統合計画が9月議会の建物建設工事の請負契約での反対理由と同様に、学校関係者、学校給食事業関係者に十分な説明をすることなく、事後承諾的に進められてきた事業であるということ。

第2に、この工事の入札が、例外的に認められている随意契約によるものであるということ。入札契約適正化法では、基本事項として、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、公共工事の適正な施工の確保を示しています。これらを担保するためにも、入札の第1は、一般競争入札、次に、指名競争入札、それでもできなければ、随意契約というのが妥当であり、随意契約にできる要件としては、競争入札に適さない緊急の必要がある。競争入札では不利などの、本体、本工事の場合、どれにも当てはまらず、公平な入

礼ではないことを指摘して、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） はい、次に、賛成討論の方ありますか。
ないようですから、これで、本案に対する討論を終結をいたします。
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数と認めます。よって、議案第 91 号、工事請負契約の締結について、学校給食センター厨房設備設置工事は、原案のとおり可決をされました。
暫く休憩をいたします。議員の方は、議員控室の方へご移動願います。当局の方は、暫く、そのまま、待っていただけますか。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 8 . 選挙第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 8、選挙第 3 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、同広域連合議会議員の庵道典章議員が、平成 21 年 11 月 12 日付けで任期満了となるため選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条に基づき、同広域連合議会議員を選挙することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（山田弘治君） ただ今の出席議員は 20 名であります。
お諮りいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。
開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。
1 番、石堂 基君。2 番、新田俊一君。以上の両君を指名をしたいと思っております。これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
なお事前に、立候補の周知をしておりますが、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第
8条により、町長、副町長、全議員の23名が被選挙人となることに、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（山田弘治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れはないと認めます。
投票箱を点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（山田弘治君） 異常なしと認めます。
これより兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の名前を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、投票順位を読み上げさせていただきます。
1番、石堂議員。

〔1番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2番、新田議員。

〔2番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3番、片山議員。

〔3番 片山武憲君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4番、岡本義次議員。

〔4番 岡本義次君 投票〕

- 議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、笹田議員。
〔 5 番 笹田鈴香君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、金谷議員。
〔 6 番 金谷英志君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、松尾議員。
〔 7 番 松尾文雄君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、井上議員。
〔 8 番 井上洋文君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、敏森議員。
〔 9 番 敏森正勝君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、高木議員。
〔 10 番 高木照雄君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、山本議員。
〔 11 番 山本幹雄君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、大下議員。
〔 12 番 大下吉三郎君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、岡本安夫議員。
〔 13 番 岡本安夫君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、矢内議員。
〔 14 番 矢内作夫君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、石黒議員。
〔 15 番 石黒永剛君 投票 〕
- 議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、西岡議員。

〔 17 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、平岡議員。

〔 18 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 19 番、森本議員。

〔 19 番 森本和生君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 21 番、鍋島議員。

〔 21 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 22 番、山田議長。

〔 22 番 山田弘治君 投票 〕

議長（山田弘治君） 投票漏れはありますか。

投票漏れはないと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

議長（山田弘治君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票。有効投票 20。それから、無効投票ゼロ。

有効投票中、庵途典章君が 16、鍋島議員が 4。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、庵途典章君が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただ今、同広域連合議会議員に当選されました庵途典章君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、庵途典章君に当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議場閉鎖 〕

議長（山田弘治君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第 31 回佐用町議会臨時会は、こ

れをもって閉会をいたします。

そしたら、ちょっと、私の方から、議員さんの方へ報告をさせていただきます。

もとへ、そしたら、町長、まずあいさつお願いできますか。はい、すいません。

町長（庵邊典章君） それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

本日、臨時議会として提案をさせていただきました案件につきましては、全て、それぞれご審議いただき、ご承認を賜りまして、また、ありがとうございます。

また、ただ今、選挙によりまして、後期高齢者医療の組合議会の議員として、再度選任をいただきました。引き続き、議会議員として務めてまいりたいと思っております。

この後期高齢者医療制度につきましては、もう既に発足して、2年近くが経とうとしております。当初、いろいろと、いろいろな混乱もありましたけれども、いろいろな中途の改正もありましてですね、今、運営につきましては、それぞれ落ち着いて、順調に運営をされておりますけれども、民主党政権によりましてですね、この制度も、平成23年度に、この廃止をされるというようなことが、既に決定もされております。しかし、今後、こういう非常に超高齢化時代をむかえる中でですね、医療制度というのは、本当に、国民が、皆が、これから、将来安心して、こう暮らして行くための、大きな、本当に制度でありまして、より本当に時代にあったですね、制度設計がなされるものと思っておりますけれども、それに期待をしながら、しかし、1日もですね、医療保険というのは、空白を作ることにはできません。その間に当たりましては、この医療、現在の制度の適正な運営に当たりまして、私も、組合議員として務めてまいりたいと思っておりますので、ひとつ宜しくお願い申し上げます。

非常に、寒さも非常に厳しくなってきましたし、また、インフルエンザがですね、非常に、今、流行して、職員にも、次々と、インフルエンザに掛かって休んでいる職員も出てきております。皆さん方におかれましても、健康に十分ご留意をいただきまして、もう既に、直ぐに12月の議会も開催が予定されております。また、たくさんの、また、議案を審議いただき、また、ご指導いただくこととなりますので、ご健康で、ご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

午前11時11分 閉会
